

ラオスにおける意匠出願制度概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■意匠出願手続の流れ

ラオスにおける意匠出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

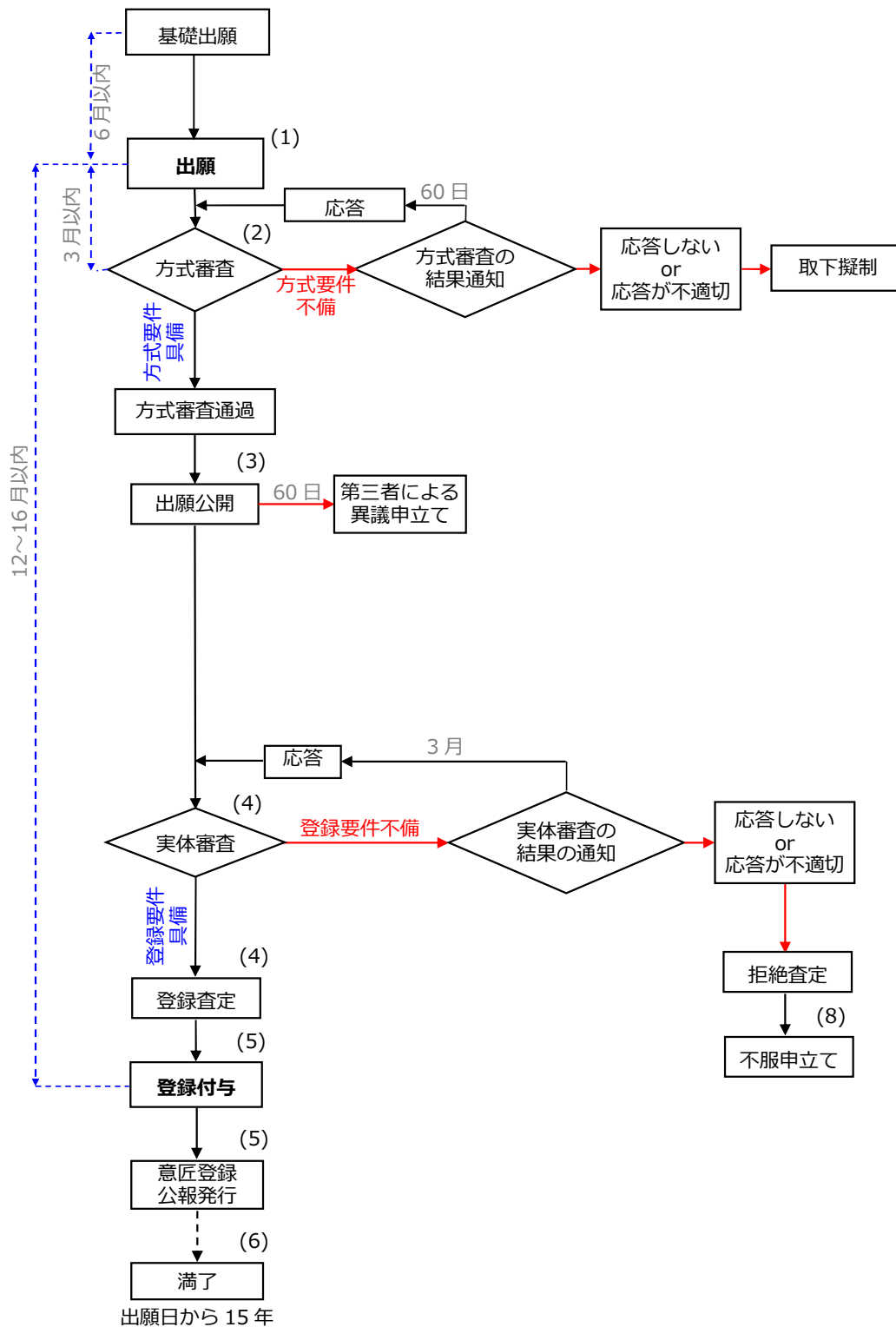
■詳細

(1) 出願

以下、パリ条約の優先権を主張してラオスに出願された、外国からの出願であることを前提に説明する。ラオスへの出願時には、以下の書類および情報の提出が必要である。

- I. 意匠の左側面図、右側面図、正面図、背面図、平面図、底面図および斜視図
- II. 新規性の説明；新規性を主張する意匠の特徴（例えば、形状および形態、模様または装飾、あるいは、線、色彩またはその組合せの構成）の説明
- III. 意匠に係る物品のロカルノ分類；クラスおよびサブクラスに関する情報
- IV. 優先権証明書。パリ条約の優先権を主張する意匠出願に対しては、（ラオスにおける出願日から3月以内に）優先権証明書の原本を提出しなければならない。優先権証明書が英語ではない場合、その英訳を提出する。
- V. 認証された委任状
- VI. 認証された譲渡証

注意：署名付き委任状および譲渡証の写しをスキャンした PDF も出願時に受理される。ただし、署名付き委任状および譲渡証の原本をラオスの出願日から 60 日以内に提出しなければならない (知的財産法第 38 条)。なお、権利付与前であれば、自発補正を行うことができる。



(2) 方式審査

審査官は方式審査を行い、書類が正しく完備されていることを確認する。方式要件に不備がある場合、出願人に方式審査の結果が通知され、出願人は、通知日から60日以内に応答する必要がある。応答しなかった場合若しくは応答が不適切であった場合、取下擬制となる（知的財産法第38条、同法第43条）。

(3) 出願公開

出願が方式審査を通過すると、公報で公開される。出願公開日から60日以内に異議を申立てることができる（知的財産法第39条）。

(4) 実体審査

特許や小特許出願とは異なり、意匠出願では、実体審査請求を行うことが要求されない（知的財産法第41条）。

実体審査では、登録要件を満たすか否かが審査され、登録要件を満たす場合、登録査定となる。また、登録要件に不備がある場合、出願人に実体審査の結果が通知され、出願人は、3月以内に応答をする必要がある。応答しなかった場合若しくは応答が不適切であった場合、拒絶査定となる（知的財産法第43条）。

(5) 登録

登録付与までの平均的期間は、ラオスにおける出願日から約12～16月である。登録付与後、意匠登録公報が発行される。

(6) 存続期間

意匠権の存続期間は、ラオスにおける出願日から最大15年である（知的財産法第50条）。

(7) 登録料

第1年分から第5年分の登録料は、出願時に支払わなければならない。第6年分から第10年分の登録料は、登録期間満了日前90日以内に更新費用とともに支

払わなければならない。同様に、第11年分から第15年分の登録料は、登録期間満了日前90日以内に更新費用とともに支払わなければならない(知的財産法第50条)。

(8) 不服申立て

出願人は、拒絶査定に不服がある場合、ラオス知的財産局(DIP)に審判を請求することができる(知的財産法第130条)。

■留意点

留意点としては、以下のものが挙げられる。

- ・優先期間は最先の優先日から6月である。
 - ・意匠登録が受けられない意匠は、次のものである。
 - ① 意匠の外観が意匠に係る物品の技術的機能によって不可欠である意匠
 - ② 社会秩序および国の優れた伝統に反する意匠
 - ・多意匠出願(Multiple design application)制度は、ラオスで利用可能である。
- ただし、意匠が、国際分類の単一クラスにあることを条件とする。

■ソース

ラオス知的財産法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)